事業者の皆さまへのお願い

4月8日現在、伊那保健所管内において、新型コロナウイルス感染症の感染者が3例確認されました。

事業者の皆さまには更なる感染予防対策の徹底にご協力をお願いします。

- ・事業主の皆さんは、従業員の方に発熱等の風邪症状がある場合は、休暇を取得させる等の 配慮をお願いします。
- ・上伊那郡内の小学校及び中学校は、4月10日~4月23日まで臨時休校となりました。 保護者である従業員が休暇を取得しやすいように配慮をお願いします。
- ・テレビ会議・Web 会議等により、集団で集まらない形態での開催をお願いします。参集して会議を開催する場合は、参集者の厳選、会議時間の短縮、参加者同士の間隔を十分にとる、 定期的な換気を行うなど、感染防止策の徹底をお願いします。
- ・従業員が海外出張から帰国した場合には、2週間は従業員の健康状態を確認し、体調に変化があった場合には、外出を控え、医療機関を受診される前に必ず電話で相談するよう従業員への周知徹底をお願いします。
- ・緊急事態宣言の出された7都府県への出張、又は当該地域からの来訪者との接触につきましては、十分な配慮をお願いします。

●次のような場合は、まず電話で相談をお願いします

- ●風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている方 (解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)
- ●強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方
- ※ ご高齢の方、糖尿病、心不全、呼吸器疾患の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方、妊婦の方は、重症化しやすいため、上記の症状が2日程度続く場合、ご相談ください。
- ●発熱等の風邪症状があり、新型コロナウイルス感染症が発生している地域を訪問された方、 またはそれらの方との濃厚接触*の可能性がある方
- ※ 濃厚接触とは

新型コロナウイルス感染症が疑われる方と同居あるいは長時間の接触(車内等を含む)があった方等

▶▶▶相談先◀◀◀

伊那保健福祉事務所 (伊那保健所)

☎ 0265−76−6837

☎ 0265-78-2111 (休日・夜間)